

## 実務経験証明書の分野施設コード一覧

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
保健医療	医療法に規定する病院又は診療所	法施行規則第5条5号 昭和23年法律第205号	101
	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター	法施行規則第5条16号 平成18年法律第83号 平成9年法律第123号	102
	地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター	法施行規則第5条3号 昭和22年法律第101号	103
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター	法施行規則第5条6号 昭和25年法律第123号	104
福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム	法施行規則第5条22号 平成17年法律第123号	201
	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所	法施行規則第5条4号 昭和22年法律第164号	202
	子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業を行う施設	法施行規則第5条25号 平成24年法律第65号	203
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	法施行規則第5条23号 平成18年法律第77号	204
	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	法施行規則第5条7号 昭和25年法律第144号	205
	老人福祉法に規定する老人福祉施設	法施行規則第5条12号 昭和38年法律第133号	206
	売春防止法に規定する婦人相談所又は婦人保護施設	法施行規則第5条9号 昭和31年法律第118号	207
	発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター	法施行規則第5条21号 平成16年法律第167号	208
	社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会	法施行規則第5条8号 昭和26年法律第45号	209
	知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所	法施行規則第5条10号 昭和35年法律第37号	210
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を行う施設	法施行規則第5条19号 平成14年法律第105号	211
	子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター	法施行規則第5条24号 平成21年法律第71号	212
	厚生労働省組織令に規定する国立児童自立支援施設	法施行規則第5条18号 平成12年政令第252号	213
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	法施行規則第5条20号 平成14年法律第167号	214
教育	学校教育法に規定する学校	法施行規則第5条1号 昭和22年法律第26号	301

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
司法・犯罪	裁判所法に規定する裁判所	法施行規則第5条2号 昭和22年法律第59号	401
	法務省設置法に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所	法施行規則第5条17号 平成11年法律第93号	402
	更生保護事業法に規定する更生保護施設	法施行規則第5条15号 平成7年法律第86号	403
産業・労働	労働安全衛生法に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設	法施行規則第5条14号 昭和47年法律第57号	501
	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター	法施行規則第5条11号 昭和35年法律第123号	502
	青少年の雇用の促進等に関する法律に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設	法施行規則第5条13号 昭和45年法律第98号	503
その他	国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設		901
	法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び上記の施設（分野施設コード901）のほか、法人又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設（私設の心理相談室等）		902